

高槻ワーキングニュース

対応はお済みですか？ 派遣労働者の同一労働同一賃金

■派遣労働者の待遇確保

働き方改革による改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、

- 1 「派遣先均等・均衡方式」(派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保)、
- 2 「労使協定方式」(一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保)

のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者

の待遇を確保することとされ、令和2年4月1日に施行されます。

このうち、2「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

先月8日には「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が政府から発表され、具体的な対応を進める時期となっています。

詳細は【インターネット検索】🔍 **同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準** から

「派遣労働者の同一労働同一賃金について」のサイトをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunutsuite/bunnya/0000077386_00001.html

(厚生労働省ホームページ)

■事業主向け支援 ～基本給・待遇差の合理性の判断のために～

職務別の待遇の考え方の参考に、【インターネット検索】🔍 **職務分析・職務評価** から

「職務分析・職務評価導入支援サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)をご活用ください。

(厚生労働省ホームページ)

◎職務分析・職務評価とは？

職務分析・職務評価とは、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給について、待遇差が不合理かどうかの判断や、公正な待遇を確保するため、賃金制度を検討する際に有効なツールです。

セミナー

参加無料

職務分析・職務評価の手法について、演習や事例紹介を通して、わかりやすく説明するセミナー(導入編・実践編)を開催します。

コンサルティング

全国どちらの企業にも無料派遣

職務分析・職務評価の手法を用いて、パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員の均等・均衡待遇の状況把握やパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金制度の見直しを検討する企業を支援する外部専門家(職務評価コンサルタント)を無料で派遣します。

人材確保・業績アップの第一歩に！ ～女性活躍推進に取り組みませんか？～

令和元年5月29日、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、令和元年6月5日に公布されました。それに伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます（施行：公布後3年以内の政令で定める日）。



一般事業主行動計画の策定に取り組みませんか？

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性労働者の雇用管理の課題について解決していくための目標を立てて取り組んでいただくもので、各企業の働き方改革にもつながっていきます。人手不足対策や長時間労働



一般事業主行動計画の策定に取り組むとメリットがあります！

対策などの一環として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげませんか？

① 公共調達における加点評価が受けられる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、国や地方公共団体で行われる公共調達において加点評価を受けられる場合があります。「えるぼし」認定企業は加点がより高くなります。

一般事業主行動計画の策定・届出した企業のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める右の認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。



えるぼし認定マーク

② 日本政策金融公庫の融資制度を利用できる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活性化強化貸付）」を通常よりも低金利で利用できます。

③ 目標を達成した場合には助成金が支給される！

数値目標と取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、目標を達成するなどの要件を満たした企業は、申請により両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）が支給されます。

女性活躍推進アドバイザーによる電話相談・メール相談・個別訪問（無料）が利用できます！

女性活躍推進センターでは、中小企業の皆様を対象に、一般事業主行動計画の策定から届出までを一貫して支援しています。アドバイザーが、電話やメール相談、皆様の事務所へ訪問支援をいたします。**全国どの地域でも対応いたします。ご利用はすべて無料です。**女性活躍推進の取り組みをお考えの方、是非お気軽にご相談下さい。相談は下記HPからお申込み下さい。

対象者 労働者数300人以下の中小企業の経営者・人事労務担当者の方

支援期間 2019年4月～2020年3月 **相談方法** 電話／メール／個別訪問支援（事前予約制です。）

お申込みはこちらから 女性活躍推進サポートサイト <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

※ご記載いただいた個人情報は、適切に管理し、ご支援に関するご連絡以外に利用しません。

【お問合せ】

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人女性労働協会（受託）

〒105-0014 東京都港区芝 2-27-8 VORT 芝公園 8F

TEL 03-3456-4412 **FAX** 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp **HP** <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

9月「障害者雇用支援月間」 障害者雇用支援講演会・制度説明会

9月は「障害者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き続けるためには、本人への支援だけでなく、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。

高槻市では、月間の取組

として、障がい者雇用に関心のある方を広く対象とした講演会と、雇用主（企業）向けの障がい者雇用に関する助成制度の説明会を開催します。

*** 障がい者雇用支援講演会・助成制度説明会 ***

日時 令和元年9月12日（木）13:30～15:30

場所 ゆう・あいセンター（市立障がい者福祉センター）

4階研修室（高槻市城内町1-11）

阪急高槻市駅徒歩15分

費用 無料



① 講演会（13:30～14:30）

テーマ：「～高槻市唯一の特例子会社として～（株）JFRクリエの取組」

講師：松林 秀幸 さん（株）JFRクリエ代表取締役社長）・同社スタッフ

対象：障がい者雇用に関心のある方、企業の人事労務担当者等

② 制度説明会（14:45～15:30）

テーマ：「障がい者雇用に関する助成制度説明会」

講師：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構スタッフ

対象：企業の人事労務担当者等

お問合せ・お申込み

高槻市・産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

～障害者雇用支援月間のご紹介～

「障害者雇用支援月間」は、全国的な取組として、事業主のみならず、広くみなさまに対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援するために、厚生労働省、都道府県と協力して、さまざまな啓発活動を展開しています。

活動の例（障がい者雇用企業の表彰、障がい者雇用支援月間ポスター、職場改善好事例の周知等）

詳しくは、【インターネット検索】  **障害者雇用支援月間** から、

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用支援月間」のページをご参照ください。

みんなで学ぶワークルールセミナー開催のお知らせ

北摂4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）と大阪府総合労働事務所は、労働法を専門とする大学教授の方々に、御自身の研究や、働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく連続講座を開催します。どなたでも無料でご受講いただけます。是非ご参加ください。

～こんな方におススメの内容です～

- ◆働き方改革に関心がある
- ◆働き方についての法律をやさしく学びたい
- ◆労働をテーマとした大学教授の講義を聞いてみたい
- ◆人事労務管理の仕事をしており、制度やルールを詳しく知りたい



みんなで学ぶワークルールセミナー

(全5回シリーズ) 高槻市開催分…第4回

日時 令和元年11月15日(金) 18:30～20:30

場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室(高槻市桃園町2番1号)

テーマ 「長時間労働を是正するために～「働き方改革関連法」の活用～」

講師 金沢大学名誉教授 名古屋道功さん

費用 無料

申込 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話かFAXで、
「①お名前②連絡先(電話番号)③参加希望回(高槻市開催分=第4回)」をお知らせください。

※全5回シリーズのセミナーの為、他市町の開催分の詳細は、大阪府総合労働事務所ホームページ「催し・講座・募集」のコーナーに掲載予定です。

問合せ・申込み

大阪府総合労働事務所 TEL:06-6946-2605 FAX:06-6946-2635

～次回の高槻ワーキングニュースは令和元年12月25日発行予定です～